

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画の策定について

平成 6 年 3 月 29 日
建設省都下管発第 6 号 各都道府
県下水道担当部長各政令指定市下
水道担当局長宛建設省都市局下水
道部下水道管理指導室長通知

下水道維持管理における民間委託については、平成 5 年 4 月 6 日付け建設省都下管発第 8 号により通知したところであるが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 31 号）に基づく合理化事業計画を定めることとなった場合においては、下記事項に留意されたい。

なお、別添のとおり本日付けで、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長より同法に基づく合理化事業計画の策定要領についての通知が行われたので留意されたい。

追って、この旨貴管下市町村（政令指定市を除く）に対しても周知されたい。

記

- 1 合理化事業計画の策定に参画するにあたっては、前記都下管発第 8 号による通知の趣旨に留意するとともに、当該計画が一般廃棄物処理業等の事業の転換、経営の近代化及び規模の適正化並びに資金上の措置により厚生されるものであることをかんがみ、下水道の維持管理業務に関する事項を位置付ける場合には、当該計画における他の措置との均衡に配慮すること。
- 2 下水道の整備に伴い業務量の減少を余儀なくされる一般廃棄物処理業者の円滑な業務の転換に資するため、民間委託を予定する業務に必要な知識、技術、経験、資格等の修得に関して、情報の提供、機会のあっせん等にできる限り配慮すること。

この場合、処理施設等の施設の規模、設備の有無や種類、業務の内容等に応じて、関係法令により取得が義務付けられている資格に差異があるので、民間委託を予定する業務の内容をふまえつつ、特に留意すること。